

第85号議案

春日市道路構造の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に係る技術的基準等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市道路構造の基準を定める条例の一部を改正する条例

春日市道路構造の基準を定める条例(平成25年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第4条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「多い道路」の次に「(第3級及び第4級の道路を除く。次項において同じ。)」で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第37条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例による改正後の春日市道路構造の基準を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。